

行政常任委員会

令和 5 年 2 月 8 日（水）

午前 9 時 5 8 分開 会

○濱中副委員長 おはようございます。

定刻より少し早めですが、皆様おそろいでしたので、ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日、村田幸隆委員長が病気のため欠席となっておりますので、私のほうで委員長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いたします。

本日、その他の欠席通告者は、病気のため、内山左和子委員であります。

それでは、まず、市長から御挨拶いただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、尾鷲市環境基本計画の素案についてと、多目的スポーツフィールド整備事業について、その進捗状況を説明させていただきます。

また、本日の議題にはございませんけれども、尾鷲市体育文化会館耐震診断の結果が出ましたので、この件につきましても担当課より報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○濱中副委員長 それでは、本日の議題に入ります。

まず、環境課における第 3 次尾鷲市環境基本計画（素案）について御説明を願いたいと思っております。

○吉沢環境課長 環境課です。よろしくお願いたします。

本日は、第 3 次尾鷲市環境基本計画（素案）について、2 点の報告をさせていただきます。

まず、第 1 点目ではありますが、これまで環境審議会や庁内関係課との協議の中でいただいた御意見に対する素案の修正点等の報告、次に、2 点目が、先般実施いたしました基本計画（案）についてのパブリックコメント対応についての報告であります。

なお、今後の予定であります。本日、委員の皆様からいただいた御意見も参考とさせていただきます事務局のほうで基本計画案の最終案を取りまとめ、3 月中旬開催

予定の尾鷲市環境審議会で審議をしていただき、3月中には市長のほうに基本計画を答申する予定でありますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上、2点の詳細説明につきましては、担当のほうから説明のほうをいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○中川環境課主幹兼係長　それでは、資料に基づき御説明させていただきます。

まず、素案からの変更点について主なものを御説明いたします。

素案の変更点については、審議委員からいただいた御意見と庁内担当課との調整から変更するものでございます。

まず、資料の1ページを御覧ください。

ナンバー3について説明いたします。

素案の7ページを御覧ください。通知いたします。

2、生活環境の下の行の「尾鷲市においては」から、下から、その後3行の「社会問題化しております。」とした4行を……。

ごめんなさい、また、資料の1ページにお戻りください。

尾鷲市において、公共用水域の水質汚濁、地下水や大気汚染などにより、生活環境の悪化が社会問題化しています。としてはどうかという意見に対しまして、尾鷲市においては、工場や事業場などの事業活動や生活様式の多様化から引き起こされる、公共用水域の水質汚濁、地下水や大気の汚染などにより、生活環境の悪化が社会問題化しています。と修正します。

次に、資料2ページを御覧ください。

ナンバー5について説明いたします。

素案の17ページを御覧ください。

2、生活環境、ひし形のマークの二つ目の河川の水質は、市街地を流れる北川と中川を除いて、環境基準に適合しています。を……。

資料の2ページにお戻りください。

河川の水質は、環境基準が設定されていない市街地を流れる北川と中川を除いて、環境基準に適合しています。と修正したほうが望ましいのではないかという意見に対しまして、2020年度における河川の水質についてBOD値を指標にみると、市街地を流れる北川と中川を除いて1mg/L以下であり、環境基準AA類型に相当する水質を維持しています。と修正します。

引き続き、ナンバー6について説明いたします。

素案の17ページを御覧ください。

2、生活環境、ひし形のマーク二つ目の後半の部分で、海域の水質は、尾鷲湾の指定水域すべてにおいて環境基準不適合となっています。について……。

資料の2ページにお戻りください。

三重県の公共用水域水質調査結果では、尾鷲湾水域において令和2年度、令和元年度はCOD、全窒素及び全りんが環境基準を達成しているのが表現を修正したほうが望ましいのではないかという意見に対しまして、2020年度における海域の水質は、尾鷲湾水域においてCOD、全窒素及び全りんは環境基準を達成していますが、溶存酸素量(DO)は尾鷲市が実施する調査地点すべてで環境基準不適合となっています。と修正します。

次に、資料3ページを御覧ください。

ナンバー10について説明しています。

素案の26ページを御覧ください。通知します。

2. 基本的な施策、①大気環境の保全の二つ目の黒丸の「大気汚染防止法」から「指導を行います。」までと、その下の項目、②水環境の保全の三つ目の黒丸の「水質汚濁防止法」から「指導を行います。」のこの2項目について……。

資料の3ページにお戻りください。通知いたします。

大気汚染防止法などは、県の所管であることから、「関係機関と連携して指導を行います。」などの表現が望ましいという意見に対しまして、「①大気環境の保全」の黒丸2項目めは、『「大気汚染防止法」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」、「三重県生活環境の保全に関する条例」、公害防止協定等に基づき、関係機関と連携して事業場等に対し硫黄酸化物や窒素酸化物等の適正な排出規制・指導を行います。』と修正します。

また、②水環境の保全の黒丸の3項目めは、『「水質汚濁防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例等」に基づき、関係機関と連携して事業場等に対し規制・指導を行います。』と修正します。

引き続き、資料3ページ、ナンバー12について説明いたします。

素案の27ページを御覧ください。通知します。

④番の騒音、振動、悪臭の防止、二つ目の黒丸の後半部分の低騒音・低振動型の建設機械の利用を進めます。についてを……。

資料3ページにお戻りください。

事業所が利用を進めるのか、市が利用を進めるのかが分かりにくいという意見があり、本市は、事業者に対して、低騒音・低振動型の建設機械の利用を奨励する立

場であることから、「低騒音・低振動型の建設機械の利用を促進します。」と修正します。

引き続き、資料 3 ページ、ナンバー 1 4 について説明いたします。

素案 3 1 ページを御覧ください。

④環境に配慮したモビリティ対策の二つ目の黒丸の必要に応じて公共施設等に充電設備を整備します。とありますが……。

資料 3 ページにお戻りください。

“必要に応じて”という言葉は必要なのか、また、“整備します”とあるが、素案 3 2 ページ、3. 重点施策の 4 行目、“また、公共施設において～”では“努めます”となっている。“推進します”とか“努めます”がよいのではないかという意見に対しまして、素案では、何に対する充電設備かが不明確であったことも踏まえ、“公共施設等への電気自動車充電設備の整備に努めます。”と修正します。上記修正をすることにより、“必要に応じて”は、削除いたします。

次に、資料の 4 ページを御覧ください。

ナンバー 1 5 について説明いたします。

素案 3 2 ページを御覧ください。通知します。

⑤森林吸収源の整備の黒丸は、現在 3 項目ございますが、一つ項目を追加したい旨、水産農林課からの提案がございましたので……。

資料の 4 ページにお戻りください。

黒丸で、『●適正な森林管理のためには、伐採した木を木材として活用することが重要であることから、国の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び県の「三重の木づかい条例」の趣旨に基づいた木材利用、木質化を推進します。』を追加させていただきます。

以上で、素案からの変更点についての説明は終わらせていただきます。

続きまして、パブリックコメントでいただいた意見について説明させていただきます。

資料の 5 ページを御覧ください。

パブリックコメントについては、令和 4 年 1 2 月 1 9 日から令和 5 年 1 月 2 0 日で実施させていただきました。提出者は 3 名で、意見件数は 8 件でございました。

次に、資料の 8 ページを御覧ください。

下段に記載のように、意見への対応としては、A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするもの、B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をい

ただくものに区分をさせていただきました。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

資料 5 ページを御覧ください。

番号 1 の意見の概要としましては、全般的に、自然エネルギーの施設の設置において起こり得る災害や健康被害への影響を懸念するものであります。

最初に、(1) 基本環境条例をつくる際に多様なメンバーを加えるとありますが、当市では既に尾鷲市環境基本条例は策定済みなので、尾鷲市環境審議会委員の選考の際にご意見を参考に検討させていただきますとしました。

次に、(2) トラブルがあったときの所在と対応と、(3) 太陽発電および風力発電の公害を最小限に抑えるためのルールづくりにつきましては、市の対応、考え方は、再生可能エネルギーである自然エネルギーの導入は、地球温暖化対策として有効に期待されるものの、一方では設置するために行われる民間の開発については課題があることを市としても認識しています。懸念されている太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギーの導入による環境影響については、「環境影響評価法」、「三重県環境影響評価条例」、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」等により、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための制度が既に確立されています。そのことから、国、県と連携しつつ、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全・安心な生活環境、豊かな自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの適正な導入を進めてまいります。なお、このご意見を踏まえ、太陽光発電施設については、国及び県の制度の規模要件に満たない小規模な施設について、適正導入に係るガイドラインの策定を検討します。としました。

次に、(4) 世界遺産「熊野古道」など景観保護の条例をつくるについては、平成 14 年に「尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例」が施行されています。としました。

これらの意見につきましての対応区分は、A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするものとさせていただきます。

次に、番号 2 の説明に入ります。

資料 6 ページを御覧ください。

意見の概要としましては、ソーラー発電、風力発電など自然エネルギー導入にあたり、観光資源である海山の共存を図る必要があります。事前に以下の問題点を調査し、計画的に取り組まなければ環境破壊につながる可能性が大きいと考えます。

このことから、環境基本計画をつくるにあたり、以下のSDGsの目標を満たす条例を先に作り、自然エネルギーの導入を調査、検討することを望みます。条例をつくるにあたり、会議が行われる際には、多種多様な専門家や市民をメンバーとし、環境基本計画を進めることを望みます。

これに対する市の考え方、対応については、環境基本計画は、「尾鷲市環境基本条例」第8条にその策定が義務付けられており、「第2次尾鷲市環境基本計画」の目標年次が2022年度、（令和4）年度であることから、2022年度内の計画改定に向けて、尾鷲市環境審議会の開催やパブリックコメント等の手続きを進めているところでございます。太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギーの導入への対応については、（番号1）で説明させていただいた市の考え方でもお示ししたとおり、関係法令等を踏まえて、国、県と連携しながら、安全・安心な生活環境、豊かな自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの適切な導入を進めるとともに、太陽光発電施設については、国及び県の制度の規模要件に満たない小さな規模について、適正導入に係るガイドラインの策定を検討します。また、SDGsに基づく条例の策定予定はございませんが、本市では「第7次尾鷲市総合計画」でも記載のあるように、SDGsの考え方を取り入れ、未来に向けて持続させることを目指したまちづくりを行っていることから、今後の施策の推進をする上での参考とさせていただきます。とさせていただきます。

こちらの意見の対応区分は、A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするものとさせていただきます。

次に、番号4の説明に入ります。

資料7ページを御覧ください。

意見の概要につきましては、素案の17ページに該当する部分についてですが、2. 生活環境の項目について、海域の水質が環境基準不適合となっている。さらに、どの場所かが明確に記載されていないが悪臭はどこなのか。また、空き家が増えたと記載しているが。市として、今までどのような取組をしていたのかを示さないと。課題列挙は、市の姿勢としてどうなのか。という意見に対して、市の考え方、対応につきましては、環境基本計画の構成上、第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題の洗い出しの概要を示したものであり、第2次尾鷲市環境基本計画のすべての施策の進捗状況は、「令和4年度第1回尾鷲市環境審議会」の配布資料で整理しており水質については、環境調査対策事業、下水改良事業、浄化槽普及促進事業等の施策の実施により、水質の適正な維持管理に努めております。空き家対策としては、2

015年に「尾鷲市空き家バンク利用促進助成金制度」を創設し、空き家の利活用の促進をするとともに、「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例」の施行のほか、「尾鷲市空家等対策計画」を策定し、空き家の適正管理に努めています。

なお、悪臭の具体的な発生場所については、公害紛争中の個人・事業者等の特定につながるおそれがあることから、公表は差し控えさせていただきます。としました。

こちらの意見の対応区分は、B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくものとさせていただきました。

次に、番号5の説明に入ります。

意見の概要につきましては、素案の22ページに該当する部分についてですが、循環型社会の環境目標である3Rの高度化と循環経済への転換を進めるとなっていることは、現在計画しているごみ処理施設の規模も小さくできると判断できるのですね。という意見に対しまして、市の考え方、対応につきましては、本市では、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみの分別を推進し、排出量の削減と資源化に努めており、生ごみの減量化、食品ロス削減の推進に向けた啓発は、そのための基本的な施策の一つであり、引き続き取り組んでいく課題でございます。現在計画しているごみ処理施設の規模については、東紀州環境施設組合が計画します。としました。

こちらの意見の対応区分は、B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくものとさせていただきました。

次に、番号6の説明に入ります。

資料8ページを御覧ください。

意見の概要につきましては、素案の27ページに該当する部分についてですが、香り入りの除菌剤や洗剤による健康被害が増えています。香り成分は化学物質でつくられており、それによる被害が増え消費者庁でもとりあげられています。つくば市などは基本的対策をつくっています。保育園、学校、病院などいろいろな人が集まる場での規制を提言します。との提言をいただきましたが、市の考え方、対応については、本計画には反映いたしません。国や他自治体の動向なども踏まえながら、市のウェブサイト等を通じて化学物質過敏症や香りのエチケット等に関する普及啓発や情報提供に努めてまいります。としました。

こちらの意見の対応区分は、A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするものとさせていただきました。

次に、番号7の説明に入ります。

意見の概要につきましては、素案の29ページ等に該当する部分についてですが、尾鷲市は「食のまち・魚のまち」としてPRしていますのでSDGsの観点から海ゴミ問題、マイクロプラスチック問題の基本的計画をつくることを提言します。との提言をいただきましたが、市の考え方、対応については、海岸漂着物問題は、発生抑制、海岸漂着物等の処理、普及啓発等、関係者や分野が広範であり、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」の規定では、都道府県が「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に沿って海岸漂着物対策を推進するための地域計画を作成することとされています。三重県では、「海岸漂着物処理推進法」に基づき、2012年3月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定されていることから、本市としては同計画を踏まえ、県及び周辺市町と連携して海岸漂着物問題、プラスチック等による海洋汚染問題に取り組んでまいります。としました。

こちらの意見の対応区分は、A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするものとさせていただきます。

次に、番号8の説明に入ります。

意見の概要につきましては、素案の35ページから36ページ等に該当する部分についてでございますが、P.36で主体のことを記載しているが、役割の循環を明確にする必要性は、単にPDCAサイクルを示しても計画だけの見直しは、本当に環境意識の共有につながるものですか。という御意見に対して、市の考え方、対応につきましては、各主体の役割については、P.35「第1節、計画の推進体制」に示したとおりでございます。また、環境意識の共有を図るため、環境基本計画に掲げた施策を着実に実行するとともに、市のウェブサイトや広報などを活用して、市の抱える課題や必要な対策に関する情報を随時提供していきます。としました。

こちらの意見の対応区分は、B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくものとさせていただきます。

以上が、パブリックコメントでいただいた意見に対する市の考え方、対応を示したものとなります。

対応結果といたしましては、A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするものが4件、B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくものが4件となりました。

冒頭でも課長が説明いたしましたように、素案からの変更点についてと、パブリックコメントでいただいた意見につきましては、3月開催予定の第3回尾鷲市環境審議会で審議していただき、その後、市長に対して第3次尾鷲市環境基本計画として答申をさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○濱中副委員長 ありがとうございます。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、今、このパブリックコメントなんか審議会でということでしたが、本日のこの委員会での御意見も、審議会の検討事項のほうに内容によっては入れていただけるタイミングだというふうでよろしいですか。

○吉沢環境課長 今日、報告させていただいて、本日、委員の皆さんからも何か御意見をいただきましたら参考にさせていただいて、最終案のほうへどのように反映させるかというのを、また環境審議会のほうへ議論していただくような予定となっておりますので、よろしく御理解のほうをお願いいたします。

○濱中副委員長 それでは、説明は以上のとおりです。

ただいまの説明に対し質問があれば挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

よろしいようですので、環境課のほうはこれで。

(「説明じゃなしに、今のこの委員の意見は、言うてもええんですか」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 もちろん。

○南委員 今回のパブリックコメント等の説明は、いろんな方の意見ということで、これはこれで尊重したいし、了解したと自分ではしたいんですけども、この本冊のほうの環境基本計画のほうの素案のほうの31ページ、脱炭素社会の実現に向けてのことなんですけれども、よろしいですか。

その中で、当然、この三重県の地球温暖化対策総合計画等とも、いろんな整合性を持って尾鷲の環境も進めていかならんのは当然のことなんですけれども、ちょっと1点だけ気になることがございまして、③の再生可能エネルギーの導入促進という部分で、一番、丸の下のみえ尾鷲海洋深層水を活用した温度差エネルギー利用等の環境技術に関する研究を検討しますと書いておるんですけども、漠然としたような形で、もうどういった研究をするのかなと思うんですけども、僕ら、以前、10年ほど以上になるのかな、沖縄の久米島の海洋深層水の利用活用をした都市に

行こうじゃないかということで、この温度差発電というのを沖縄県が久米島の温度差発電をするということで、もう今、実用化されて久米島の電力をかなりウエートを占めるておるんじゃないかなというような思いがするんですけども、本市として、この温度差エネルギー利用等の技術に関する研究を検討しますとあるんですけども、久米島を見てきた限りでは、とてもじゃないが尾鷲の取水的な能力なんかで、そんな温度差発電なんか考えられるような量じゃないです。もう莫大な量を取水して、この温度差発電をやっておるんですけども。これ、どういったあれで意味合いがあるんですか。それだけちょっと説明していただきたいんですけども。

○吉沢環境課長　お尋ねの案件でありますけれども、まず、この基本計画の役割が大きな目標を定めて、それから基本的な施策を、22ページのほうを御覧いただきたいんですけども、大まかに上から、自然環境から環境教育の学習までの中で、こういった目標をもう重点的にやるかというのが、まず、基本計画の趣旨であります。その中で、今、委員さんがおっしゃったような脱炭素社会の中の再生エネルギーの導入促進ということで、基本的な政策の3番に、ふわっと挙げさせていただいて、御指摘のとおり、31ページの③の再生可能エネルギーの導入促進の中の、これは例示的に具体的に、今、ある程度のことになっておる部分について黒丸で明示するような形になっております。それで、お尋ねの温度差エネルギーの話なんですけれども、こちらのほうは担当部署のほうからも確認をさせていただいてしていますもので、ちょっと詳細な内容、沖縄のようにやれるかやれないかというのは、現在のところ、ちょっと自分のほうでは把握はしておらないんですけども、書いてあるとおり、ある程度、検討をしていって、結果どうなるかというのは今後の実行計画の中でお示しをさせていただくというような捉え方で御理解のほうをお願いしたいと。例示的に挙げさせていただいて検討のほうはしているという状況であります。そのことに関して、今、具体的に報告できる段階までの情報のほうは、ちょっといただいておりますので御理解のほうをお願いします。

○南委員　皆さん、この温度差エネルギーの利用の仕組みは御存じですか、仕組み。どういった仕組みで低温を利用して電力を発電するかという。多分、詳しい話は知らないと思うんですよ。本当に、温度差エネルギー。僕ら、久米島で、たまたま見てきたもので、どえらい施設やらが要るなということで、尾鷲ではできないということで、あの当時、議員さんが行って、みんな、これは、到底、温度差発電は無理やなということで引き上げてきたのが現実ですので。もう十分調査した上で明記していただけないことには、とんでもない話になってしまいますと思います。

○吉沢環境課長　　今、南委員さん御指摘の部分については、最終案の例示の前にちょっと要検討させていただいて、適切な表現になるようにさせていただきたいので、御了解のほうをお願いいたします。

○濱中副委員長　　よろしいですか。

○南委員　　温度差エネルギーの利用等じゃなしに、その利用じゃなしに、違った意味での農業へ温度差を利用したりするという分には十分なんですけど、そういったことでちょっと訂正していただいたら最もふさわしいなと思うんですけども、一応、要望しておきます。

○濱中副委員長　　ちょっとお待ちください。

南委員、今のは、もうよろしいですか。

(「要望で。あと、答弁いただいたら、農業利用等のね」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長　　要望で。

課長、今の御意見に対して、農業利用などの件で御意見がいただければということです。

○吉沢環境課長　　ちょっと内容を精査させていただいて、できる限り反映できるような形で参考とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○西川委員　　資料の8ページの6番で芳香剤入りの除菌剤って書いていますよね。これ、空気環境のことですか、水質環境のことなんですか。

○松永環境課主査　　空気環境のことです。

○西川委員　　これ、空気環境ということは、洗剤に使われておるやつも含まれるということなんですよ、洗剤に芳香剤を入れるから。じゃ、水質も考慮に入れたほうがいいんじゃないですか。多分、これ、水質で香り成分を取る除去方法というのは、どういう方法を取りますか。

○松永環境課主査　　ありがとうございます。

まず、質問の意図として、柔軟剤等の匂いがというところで、こちら捉えたので、まず、一定、空気環境のことと捉えまして、こういったパブリックコメントの対応とさせていただいております。

今、水環境のほうにもどうなんだという御意見をいただきましたので、そちらについても対応のしようがあるかどうかも含めて、最終案までにはちょっと検討させていただきたいと思います。

○西川委員　　多分、香りの除去をするのはかなり難しいと思いますよ、各家庭では。浄化槽じゃ、除去できませんでね、香りの成分は。それだけもつときちんと、

どういふふうな。広域下水道があるわけじゃないのですから、そんなのを、ただ各家庭で使って垂れ流しというのでは、水質環境はいつまでたってもよくなると思いますので。それで、またはっきりと、どういふ対処を取るのか説明してください。

○吉沢環境課長　この資料の８ページの６番にありますとおり、こちらのほうの対応のほうは、今、委員さんがおっしゃっていた部分も含めて、比較的新しい話題といえますか、臭いの問題とか出ていますので、計画のほうには、今のところは、当然、達成せなあかんとかいろいろ勘案せなあかんということで、いろいろ情報収集を含めて、自分らも勉強させていただいて、実行計画のほうにちゃんと把握できるような形で、委員さん御心配している部分も対応を考えております。

以上です。

○西川委員　対応できるんでしょうかね。そこだけ、もしできるのであれば、その方法を、きちんと、また教えてください。

○中村委員　素案の７ページの自然環境なんですけれども、ここに天然海浜が入っていないくて、天然海浜の使い方の非常にモラルが低下していて、天然海浜は、一旦、たき火とかバーベキューの汁が落ちると、そこが富栄養で、もう海浜に戻らないんですよ。そのところを生活環境と循環型社会というところにも反映していただいて、自然環境を守るといふところで、天然海浜の保全といふところもしっかり入れていただきたいと思います。

○吉沢環境課長　委員さんがおっしゃっているのは、天然海浜の保全についての記載といえますか、７ページのほうの状況についての分析の記述がないとかいふふうな話の中で、当然、その問題となっている部分があるもので、今後の施策の中とか基本計画の中で織り込めるのであれば、天然海浜の保全といふような要旨について検討してくれといふことの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、中身のほうを精査させていただいて、どのような形でするかといふのを参考にさせていただいて、対応のほうは考えております。

○中村委員　ぜひ入れていただきたいので、また後で話をさせてください。

○濱中副委員長　他によろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○濱中副委員長　そうしましたら、審議会は、３月定例会前では、ないですね。

○吉沢環境課長　中旬の予定でおりますけど、今のところは、はっきりと日付のほうは分からないような状況です。

○濱中副委員長 分かりました。そうしましたら、これ、最終案ができましたら、また皆様にお届けするという形で、よろしく願いいたします。

では、以上で環境課の委員会を終わります。

ここで、10分間休憩させていただきます。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時45分)

○濱中副委員長 それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を開きます。

それでは、次の議題に入ります。

生涯学習課における国市浜公園整備事業（多目的スポーツフィールド整備事業）について御説明をお願いしたいと思います。

○平山生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、国市浜公園整備事業の多目的スポーツフィールド整備事業の現在の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

資料の1ページのほうを御覧ください。

国市浜公園整備に伴う測量・基本設計・実施設計の進捗状況につきましては、現在、中段に記載の事業者に業務委託を行い、公園全体のレイアウトの検討や野球場等の施設の詳細設計を行っております。

中段のほうを御覧いただき、請負者は、キタイ設計株式会社三重事務所、契約金額は8,329万2,000円で、契約期間は、令和4年9月9日から令和5年3月31日までの204日間として契約を締結しております。

公園内に整備する施設の全体的な内容等につきましては現在も検討段階ではありますが、このたび野球場の配置レイアウト案ができましたので報告いたします。

今後、12月の委員会で報告の今年度実施、地質調査で得られたデータ等を基に、野球場の建設に必要な支持地盤ですとか基礎形式の検討を行いながら、今後、設計を進めてまいります。

あと、また、現在進めております設計業務につきましては、民間団体から国市浜公園内でのスポーツ施設の建設を含めました提案をいただいております。その内容調査や検討に時間を要していること、また、同公園のエリアの撤去工事が年度内に完了せず、土地の使用貸借時期について調整中であることから、翌年度に繰越しを行った上で、引き続き進めてまいりたいと考えております。これに伴いまして、下に今後のスケジュールをお示ししております。

今年度契約のテスト・設計につきましては、令和4年度から5年度での繰越事業として業務を進めまして、造成工事につきましては令和5年度から6年度、野球場建設につきましては令和6年度から7年度、多目的スポーツ芝生広場等整備につきましては令和7年度から8年度、キッズパーク整備は令和8年度から9年度、構内道路等につきましては令和7年度から9年度の計画としております。

次に、資料の2ページの図面を御覧ください。

こちらが、野球場の配置レイアウトを示す図面でございます。野球場の配置につきましては、国市浜公園の南側、県道中井浦九鬼線側に配置することとしています。

野球場の周辺のキッズパーク、展望台との表示ある部分ですけれども、こちらは芝生公園部分を使ってという提案で、その他、駐車場ですとかプロムナード配置につきましても、現段階の提案でございます。

冒頭で御説明いたしました民間団体からの国市浜公園内でのスポーツ施設の建設を含めた提案につきましては、野球場の右側に茶色でお示ししております多目的スポーツ芝生広場のエリアで検討していくこととしております。

多目的スポーツ芝生広場の周囲に表記しております遊歩道・ジョギング走路につきましても、現段階での提案ではございますが、本広場の外周にとどまらず、公園内全体を周遊できるような形で整備を、今後、行っていければと考えております。

最後に、図面の左側、県道中井浦九鬼線に表記しております（将来入口）につきましまして、御説明いたします。

本公園の来訪者への避難の在り方としましては、一刻も早く敷地外の高台へ避難することを前提として、避難路整備の方向で検討を進めております。その検討の中で、防災道路に直結する新たな入り口をつくることによって速やかに避難できる動線を確保するという設計の提案も含めてレイアウト設計を進めていきたいと考えており、今後、尾鷲市地域防災計画における位置づけに基づきまして、将来入口の整備を進めたいと考えております。

次に、資料の4ページから7ページにつきましては、国市浜公園整備に伴う地質調査業務委託報告書の抜粋で、今回、野球場施設の配置を決定したことに伴い、ボーリング調査地点図と液状化についての判定結果についてお示しをさせていただいております。

まず、前提としましては、公園区域内には避難場所としての災害時にとどまる施設はないため、液状化につきましては、レベル1地震動に耐え得る条件を基本として設計していくことが決まっております。

内容につきましては、建設課より御説明いたします。

○塩津建設課長　それでは、建設課のほうから説明させていただきます。

まず、資料の3ページを御覧ください。

こちらの図面は、12月に当委員会にてお示ししましたボーリング調査地点を示したもので、赤丸部分がボーリング地点となっております。

今回、野球場と施設の配置レイアウト案が決まりましたので、地盤の液状化判定結果について御報告させていただきます。

図面、左上には、液状化判定の基準となる地震動を記載しております。

レベル1地震動と申しますのは、その構造物の耐用年数中に1度以上受ける可能性が高い地震動であり、レベル2地震動とは、その構造物が現在から将来にわたって受ける可能性がある最大級の強さを持つ地震動となります。

今回の液状化判定につきましては、道路橋示方書及び建築基礎構造物設計指針に基づき、レベル1、レベル2地震動について行っておりますが、先ほど生涯学習課長から説明しましたとおり、野球場等の公園内施設につきましては、災害時の避難施設等ではないため、黒線で囲んでおりますレベル1地震動を対象としております。

次ページを御覧ください。

こちらは、地質調査業務委託の報告書を抜粋したものであります。

道路橋示方書に基づく液状化の危険度について、表5.4.17に判定結果を表しております。

黒線で囲んだ部分がレベル1地震動における判定結果で、No. 1、No. 4、No. 5、No. 6地点の液状化指数、PLの値はゼロであり、地盤全体としての液状化の危険性がかなり低いと判定されております。

次に、No. 2、No. 3地点のPL値は、ゼロより大きく5以下であり、地盤全体としての液状化の危険性が低いと判定されております。

次ページを御覧ください。

こちらは、建築基礎構造物設計指針に基づく液状化の危険度についてのもので、表5.4.18に判定結果を表しております。

この表のうち、水平加速度 $1.5 (m/S^2)$ 及び $2.0 m/S^2$ が、レベル1地震動に対応するものとなります。

黒線で囲んだ部分が水平加速度 $1.5 m/S^2$ における判定結果で、No. 2地点以外のPL値はゼロであり、地盤全体としての液状化の危険性はかなり低いと判定されております。

№. 2地点のPL値は、ゼロより大きく5以下であり、地盤全体としての液状化の危険性が低いと判定されています。

さらに、次ページを御覧ください。

こちらは、建築基礎構造物設計指針に基づく液状化の程度についての判定結果となります。こちらにも黒線で囲んだ部分が水平加速度 1.5 m/S^2 における判定結果で、№. 2地点以外の地表変位の値がゼロメートルであり、変位なしと評価されております。

№. 2地点の地表変位の値は、ゼロから0.05mの間にあり、液状化の程度は軽微と評価されております。

続きまして、次ページを御覧ください。

こちら、支持地盤についての検討でございます。

一般に、構造物の基礎については、有害な沈下や傾斜等を起こさないよう、良質な地盤に支持させることを原則としております。岩盤や礫質土、砂質土のよく締まった地盤、または粘性土における固結土を対象とします。これをN値から判断すれば、粘性度はN値20以上、砂・砂礫では、N値30以上が目安となっております。

支持地盤、基礎形式の検討を行う場合、支持地盤の構造、上部構造物の規模、周辺の環境、さらに経済性等を考慮する必要があります。現在、表5.5.2の検討結果及び先ほど説明いたしました液状化の判定結果を踏まえ、設計業者により構造物の詳細設計が行われておりますので、今後も当委員会にて進捗状況を御報告させていただきます。

報告は以上となります。

○濱中副委員長 以上でよろしいですか、説明は。

説明は以上のおりであります。

ただいまの説明に対して御質疑、御意見あれば挙手をお願いいたします。

○西川委員 この液状化のレベル1、レベル2のタイプに、これ、最悪を考えたのであれば、レベル2のタイプ2で考えたほうがいいんじゃないんでしょうか。これ、何で一番弱いレベル1で行くんですか。これ、最悪をなぜ考えていないんですか。

○塩津建設課長 基本的に、土木構造物でございますと、避難タワー等の避難施設、例えば橋梁、防潮堤と、人命、財産を守るための重要インフラについては、レベル2の地震動での液状化を検討するようになっておりました。これは、後々被災した後の修復性等まで検討することで、避難施設ではない例えばこの野球場等ですと、

レベル1地震動によって施設の耐用年数中に受ける可能性のある地震に対して、その施設が地震を受けたとしても使用性が保たれるような検討をするということで、今回、レベル1地震動による液状化の検討を行っております。

○西川委員 いや、これ、避難施設がないということですから、そんなものは建築のほうは別に入れんでいいですよ。避難するための、この図にあるブロックとか、張ってありますよね、コンクリート舗装とか。こんなのが、もし液状化によって破碎された場合、これは走って逃げることはできませんよね。だから、最悪のことを考えたほうがいいんじゃないのかなって……。何か都合のええ、かなり低いばかりを選んでいるように思うんですけど、どうでしょうか。

○塩津建設課長 野球場等の施設がレベル1ですが、避難ルート、だから、今、委員がおっしゃったような舗装部分等に関しては、今、設計業者を交えて、今後、速やかに避難ができるような形で検討していきたいと考えておりますので、今、野球場の施設に関してはレベル1というふうに申し上げたところでございます。

○西川委員 それから、この支持地盤のN値の目安として、N値20、30書かれておるんですけど、ここは、当然、砂質土の上に礫質土で埋め戻した土壌ですよ。これ、表面の礫質土のN値でしょう。その下の下層の砂質土のN値だったら、こんな数字じゃないで、すかすかの数字出ると思いますが、これは、どう考慮されているんですか。

○塩津建設課長 この表5.5.2の検討ですが、ボーリング調査によって各深度での土質の変化の部分のN値をそれぞれ標準貫入試験によって求めておりますので、表面だけのN値ではございません。これを基に、今後、設計業者のほうと協議して基礎形式等を選定していきたいと考えております。

○西川委員 この表層だけでなく、全て砂質土の下層までボーリングで分かったということですか。じゃ、そこには液状化は加味されていないんですよ。ただのN値だけですよ。

○塩津建設課長 まずは、基礎形式を決めるためのN値で、液状化に対する考慮も、先ほど御説明しましたレベル1地震動による液状化の検討で、ほぼ地表の変位等もないという形で検討しております。

○西川委員 分かりました。じゃ、逃げるときは都合のよいレベル1と、それで、あと、N値は、表層のN値で、そういうふうに都合のいいように解釈しておるようにはしか取れなんだもので、ちょっと気になったもので、ちょっと意地悪な質問しました、すみません。

- 濱中副委員長 答弁もらいます。今、挙手、あったので。
- 塩津建設課長 委員のおっしゃるとおり、避難等、例えば人命を守るため重要な施設に関しては、当然、設計業者のほうと協議して、どの地震動を選定するか考えていきたいと考えております。
- 中村委員 このN値は分かるんですけれども、地下水位について何も記載がないんですけど、これってどういうことですか。N値が、砂質土であれ何であれ、これ、地下水位、非常に高かったですよね。おまけに、これ、地下水位が一定でない場合、潮の満ち引きで毎回毎回地下水位が変わる時点で、1秒1秒でその地下が揺れ動いている状態なんです。要するに、地震が来ているのと全く同じ状況が日々続いています。でも、N値を出すために、砂質であろうが礫であろうが、ボーリングして乾かしてN値出したら、N値は出ます。でも、地下水位が非常にこの土地は高いので、地質のN値は、意味がないんですよ。地下水位をどのように考慮されていますか。
- 塩津建設課長 まず、液状化のメカニズムについて説明させていただきますが、地下水位に関しては、前回12月の委員会のほうで報告させていただいたと思います。液状化というのは、地下水位より下にある砂質土等の団結の緩い地層で起こるもので、実際、砂質土の土粒子の間にある水分が地震動等の強大な衝撃によって分離して、水分と土粒子が別れ、軽い水が上に吹き出し、土粒子が下にたまっていくという状況で起こるのが液状化でございますので、まずは地下水位がどの地点にあるかをボーリング調査で調べました。その地下水位以下の地層の土質について、詳細な試験、室内試験等で液性限界、塑性限界等を調べ液状化の可能性について検討しておりますので、地下水位を全く考慮していないわけではございません。ただ、季節によって、この地下水位というのは、降雨時、例えばここは海に近い部分ですので、干潮、満潮によってもこの地下水位の変動はあると思われませんが、地下水位の変動、例えば、しっかりと土の中に蓄えられた水ではなく、毛管現象で上下する分については、液状化のほうでは変動する水位ということで、地下水位の上の部分の毛管現象部分については考慮することはないとなっております。
- 濱中副委員長 先ほど、中村委員の質問の中に、ここの表の地質のN値は意味がないのではないかという御質問に対してお答えがないんですけれども、その辺りのお答えをお願いします。
- 塩津建設課長 N値に関しましての試験の方法は、採取した後の標準貫入試験という形で求めておりますので、基礎地盤を選定する際に目安となる値ですので、

全く意味がないという数字ではございませんので、よろしく申し上げます。

○中村委員 下の水が流れていると、今、言われた、砂質が流出して流れていってしまうんですよ。でね、今、季節による水位の変動って言われましたけれども、1日に干潮、満潮があって、大潮があって、毎日、中の砂質という状況が日々変わっていくんですよ。それが、全くそれが関係なく液状化……。例えば、液状化が地震のみの液状化であれば、今、言われた説明、よく分かります。ただ、日々地盤沈下や地形の変形が起こっているんです。実際に私たちが、ここ、視察に行ったときも、既にアスファルトがぼこぼこでしたよね。あれは、別に地震が起きてアスファルトがぼこぼこになったわけじゃなくて、日々の海水の大潮や、その満潮、干潮のせいでああいうふうに地盤が変形してアスファルトがぼこぼこになっていくんですよ。埋立地では、よく起こることです。そこについて、今、避難道は別やとおっしゃっていただいたんですけども、これ、ここにこれだけのアスファルトとかコンクリート舗装をされて、メンテナンスのことも年間どれだけかける予定があるのか。まず、そこについても、ちゃんと設計でしていただきたいですし、それと、この将来入口って書いた部分があるんですけども、まず、これを設計もしされるなら、将来入口じゃなくて、これが一番最初に設計するべきものです。そして、これを橋梁として設計するんやったら、きっとこれ、支持層まで、くい打たなできないと思うんですけども、その予算を、まず出すべきです。それをせずに、ただ、液状化だけの表層のN値だけを出してこの事業費を決めるんやったら、それは大変なことになりますので、まず、一番大事な、この将来出口って書いた出口の設計をちゃんとしてから、この計画を立てていただきたいと思います。

○濱中副委員長 ちょっと待ってください。本日、野球場ということで議題をいただきましたので、避難路は、この担当が生涯ではできないですよ。全体の構想のことで言っていたかんならと思うんですけども、それを踏まえて、建設課のほうで説明できる部分を。

あと、先ほどの質問の中に地盤沈下が起こっていますよねという質問に答えていないので、そこもちょっと答えてもらえますか。

○塩津建設課長 舗装等のひび割れにつきましては、液状化が原因であるとは考えにくい。まず、工事車両等の通行、車両の通行で舗装が割れることはあるとは思いますが、潮位の変動によって液状化が起こるということではなく、地震動によって起こるのが液状化でございます。

道路等のランニングコストにつきましては、まだ設計段階で、金額等、イニシャ

ルコストのほうもまだ定まっておきませんので、今後、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○南委員　　今、委員長のほうから、全体的なことについては云々ということであったんですけど、今日、平山課長の説明でも、野球場のレイアウトができたので取りあえずその報告ということは理解できるんですけども、やはり私も都市計画審議会で都市計画設定を認めた議員であり、当然、設計予算も賛成させていただいたんですけども、やはり野球場のポイントをここへ位置するということは、当然いろんな議会の議論の中でも、避難路の動線、明確化というのがもう一番の条件だと思うんですけど、この将来入口というのは、もう今後、議論されるのかなとちょっと疑問あるんですけど、一番大事な部分ですので、必ず1人も災害被災者を出さないような対策を講じてくれということで、予算づけ、みな、そういった考え方が多かったと思うんですけども、当然、地質調査の影響で構造物はできないけれども、野球場等についてはオーケーということで進んでおるような感じなんですけれども、やはり都市計画審議会の中でも利用する方の安心安全を考えて、津波避難タワー等も含めた動線の確保というのが一番の答申の条件に出されたと思うんですけども、今日は野球場だけじゃなしに、やはりそこら辺のことも、若干津波避難タワー等の云々についても、この考え方については若干述べていただきたいというのが僕の思いなんですけれども。全くこれだけで、野球場だけ認めてくださいよというのは、ちょっと僕は疑問があると思うので、それだけ委員長のほうで、よろしく。深くは追及しませんけれども、今日は。お願いします。

○濱中副委員長　　分かりました。本日、ちょっと防災のほう、同席をお願いしていなかったものですから、全体像に関しての発言がいただけるのかなとは思いますが、どうかとは思いますが。今までなかった将来入口ということを、今日、提案として見せていただいたということで、ここから避難行動に向けてのものが考えられていくのかなと思うんです。なので、避難行動に向けて、この敷地内で取られるのが、この入り口を新たにここに提案したことだけなのか、その外に向かってどういうふうな考え方があるのかって、今時点で示していただけることはありますでしょうか。

○下村副市長　　当初、国市浜公園の利用者の避難ということで避難施設をとという話であったのですが、この土地での避難施設は不適という御意見もあり、避難経路をまず探すということで、現在ある南門入口では狭いのではないかと。それと、や

はり直結する、いわゆる42号線へ逃げる直結する道路が必要ではないのかということで、この将来入口を選択させていただいたわけでございます。当然、ここに架かるものは橋梁ということになりますので、費用等も当然かかってまいります。その辺を踏まえて、現在、有利な交付金を頂けないのかとか防災のほうも通じて現在検討しておりますが、この将来入口が、やはり避難経路として最適であるという現在のところの判断でございます。

○南委員 避難経路については、直結、防災道路へ行ける形のほうではベストかなと僕も思うんですけども、当然、ここに鉄塔があるんですよ。2本あって、これにはちょっと……。位置的には、この白いのが鉄塔の位置だと思うんですけども。鉄塔のラインが、このキッズパークの上も走っていますよね、これ、正直言うて。そういった意味では果たして大丈夫かなという不安があるんですけども。僕の言いたいのは、動線は当然つくらなあかんということで、当然最短距離でつくるのは、それなりの対策を講じた上での話だと思うので理解したいんですけども、その津波避難タワー、やはり都市計画審議会でもお話がありましたように、ハード、ソフト面で逃げ遅れた人のために、市長がよくお話ししていたと思うんですね、逃げ遅れた人のために必要なやとって、避難場所がということですので、この津波避難タワーについては、もう全く、今、考慮に入っていないということなんですか、そうすると。それだけ、もうはっきりお聞かせを願いたいと思います。

○下村副市長 この国市浜公園全体で行きますと、この避難経路を利用するのが一番ベストであると。避難タワー等を建設するのは……。

(「(聴取不能) でしょう。おたくらが言っておったんですよ、これは、逃げ遅れた人のために築山をつくと。築山では、ちょっと液状化の問題があってやばいから、都市計画審議会でも避難タワーのほう望ましいことを検討してください。あなた、動線だけの話じゃないですよ。そんな詭弁を使ったらいかん、そんなところで。僕は、反対じゃないんですよ」と呼ぶ者あり)

○下村副市長 中電のサービスビルの屋上への外づけ階段……。

○加藤市長 おっしゃるとおり、まず、この野球場を中心にしながら、もし万一のことがあったら、どうだ。避難経路を、まず、きちんとします。それで、要するに、まず、おっしゃるように築山についてはいろんな問題があったので、もう場内につくるのはやめますと。要するに、避難場所としての築山はやめますとという話で、一応。それじゃ、今後、避難経路を中心にしながら、避難タワー云々の話も、今、検討の段階です。ただ、どういう形でやるのか、あるいは、そのまま避難経路です

っと行ったほうがいいのか、その辺のところは十分検討させていただきたいと。要するに、ここに御来場いただいた方々が、地震が起きて津波が起きたときに、すぐに逃げられて避難できるような場所に行くがためにはどうすればいいかということは、別途防災のほうで考えながら。ですから、避難経路を、まず、きちんと。場内では避難経路をきちんとして、入り口を設けながら、きちんとやります。その後、どういう形で高い場所に逃げるのか。必要に応じては避難タワーということも考えていかなきゃならないなど、そういう話の中で、今、考えている方向としては、そういう考え方です。

○南委員 再度、そこら辺のことも踏まえて、被災者ゼロになる万全の対策は当然のことですので、それはもう、もう市長もそういった方向で考えているということで、今日はこれ以上議論はしませんけれども。

今の副市長がサービスタワーだいうて言うたでしょう。こんなもの、サービスタワーなんか、野球場の避難場所になりませんよ。そんなとんでもないことを言うてもうたら困りますよ。サービスタワー利用するんやったら、避難タワーなんか要らないじゃないですか、初めからもう。それだけ苦言を呈したいと思います。

(「それは、今、検討の段階で」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 市長、挙手してください。

○加藤市長 おっしゃるとおりです。要するに、基本、もう、まず、前提条件というのは、御来場者をすぐに安全な場所に逃げていただくための、まず経路、通路をきちんとして、避難経路。それと同時に、必要に応じた場合には、逃げられないとかいろんなことが想定をきちんと考えながら、避難タワーということも造ることも検討に入れております。そういう話でございます。

○中村委員 今、高台にある野球場を浸水域に持っていくというこの企画に対して、野球場が液状化するとか、どうでもええんですよ。今、南委員が言われたように、まず安全の確保を計画せな、野球場を浸水域に持っていくという……。今、高台にあるんですよ。現に高台にあって、子供たちがあそこで野球しても、安全な場所にある野球場をわざわざ浸水域に移設するに当たって、安全安心をいかに担保するかということが後回し。将来入口。将来入口じゃ、ないでしょう。まず、避難道と避難場所。どこの高台まで何分で逃げられるか。それが確定せえへん限り、野球場の計画を8,000万もかけてする意味が、ないですよ。これ、市民にどういうふうにして説明されるんですか。

○加藤市長 これは、前々から議論された話でございます。ですから、要する

に、野球場が高台にある、それを委員、正直言って海拔4メートルのところを持っていく。要するに、津波が来たときの安全性というのはどう担保するのかということについては、常に常に議論していると。その前に、今の市営野球場が子供たちにとって、本当に、日常、ああいうところで練習をしたり試合やるとか非常にふさわしい場所なのか否かということも、皆さん方にいろいろなお話を聞きながら進めております。今回、これがいい例だと私は思っているんですけども、せんだって、阪神タイガースの湯浅京己選手の対談会があったと。700名ぐらいの方が参加し、私も出席させていただいて応援させていただいたんですけども、そのときに大半の、大半というかたくさんの人たちの声が、市長、野球場を立派なのを造ってやと、そういう声が多かったということは、非常にやはり今の野球場、現状の子供たちは苦勞されているんだなど。新たなところで野球場を造ることによって子供たちが伸び伸びと、要するにスポーツができるような場というのは絶対やっぱり造っていかなくちゃならない。

ましてや、もう一つ申し上げますと、先ほどの環境基本計画の中で、市民の中でスポーツ文化施設が非常に尾鷲は少ないと、重要なのに満足度が低いというそういうアンケートも頂戴いたしております、だから、ここについては、きちんとしたものを造っていかなくちゃならないという思いです。

その代わり、さっき、南委員からのお話もございましたように、その場の利用者が、もし地震が起きて津波が起きた場合に、すぐに逃げられるような体制。だから、野球場の入り口から、要するに、この場内を出るのは大体300メートルあるかないかななんだ。そこからどういうふうな形で誘導して行って避難していただくか。場合によっては、そういう避難タワーということも考えていかなくちゃならないと。そういうことの中で、まず、野球場の位置と、こういう方向性ということを一応お話しして、ここを一応定めてから、次には避難経路。だから、スケジュールに合ったような形で進めていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○濱中副委員長　　ちょっと待ってください、ちょっと待ってください。先ほど中村委員の発言の中に、この設計を進めるに当たって意味のないという言葉がございましたけれども、これ、議会も示されて議決をして決定して設計を進めてもらっております。今の発言ですと、意味がないことを議決したということになりますので、この言葉、どうですか、訂正させてもらってよろしいですか。

○中村委員　　何が意味がないかって言ったのは、予算を決議したのが意味がない

って言っているんじゃないんです。まず、物の考え方として、野球場ありきじゃなくて、安全ありきであり、それを執行部がまず考えるべきなんです。議会というのは、出てきた予算について、それを是非問うわけでしょう。そうやから、そのことについて言っているんじゃないくて、執行部が、野球場、野球場、野球場、野球場が、まず場所を決めて、それから全て決めましょうというその姿勢がなっていない、無駄やって私は言いたいんです。まず安全、逃げる道が大事であって、その予算を出してくるべきであったのに、今もそうなんですけれども、この野球場を造って照明灯は、できるんでしょうかね、この地盤まで岩着させなあかん。莫大なお金がかかる照明灯になるわけですよ。冬になったら、はい、5時に日が暮れました、野球場できませんというような野球場、どれだけ立派な野球場を造ったとしても、まず意味があるのか。それから、まず物事を決めるときに、執行部が出してくる順序が無駄でしょうって私は言いたいんであって、議会の議決で予算を決めたことが無駄やとは言っていないです。

○仲委員　今回のこのスポーツフィールド整備事業の報告は、文書を見ると野球場の配置レイアウト案が決定したので報告をしたと。ということは、下段のほうで、いろいろなスポーツ施設の建設を含めた提案があるために、要するに、4年度が5年度にずれ込むような繰越しが生じるということですね。ということは、このレイアウトは、あくまで野球場のレイアウト案が決定しただけで、そのほかのことは配置的には変わってくるということでもよろしいんですね。変わってくる可能性があるということで、よろしいんですね。

○平山生涯学習課長　今、仲委員さんの御説明のとおり、今回は野球場のレイアウト配置のみが決定したという状況でありますので、その他施設については、今後、変更を検討していく、変わってくる可能性があるということで御理解願います。

○仲委員　このスポーツフィールド整備事業については、測量と、先ほど説明があったボーリング地質調査の結果が報告されたんですけど、それに基本設計、実施設計業務委託が既に予算が議決されています。ということは、この場所で野球場を造るための実施設計をつくるんですね。そこだけ認識は、僕もしています。そういう意味からいって、野球場を造ることが確定しても、その後のレイアウトが変わったとしても、将来入口という言葉で使っておるんやけど、ここの入り口は僕は最適やと思います。僕は、矢浜に住んでいますけど。これが防災ゾーンに直結して高台へ避難できるという構想の中で絵を描かれたんだらうと思うんですけど、少なくとも次回、基本設計ができる辺りまでに、この将来入口から避難路のコースの設定、

その後の避難施設のタワーがどこにできるか、造らないか、そこらの考え方をお示しただきたいんですけど、いかがですか。

○加藤市長 仲委員のおっしゃるとおりです。当然のことながら、要するに野球場というのをここでフィックスした場合に、この人たちが楽しんで野球をしていただくということは前提なんだ、原則なんだ。しかし、その前提として、今、問題になっている地震が起きて津波が出てきたときに、どういう安全に避難できるか、その避難経路、場合によっては避難タワーということも考えながら、要するに無事に逃げられるような形というのは、当然、我々としては設計していかなきゃならないと思っております。ですから、この将来入口についても、南門入口についても、意見としては、向こうの正面入口から、この1か所だけじゃなしに2箇所ぐらい必要だなって、こちらのほう、野球場のほうにはそういうお話も聞いておりますので、それはきちんとした精査しながら、きちんと御説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○仲委員 ぜひ、このスポーツフィールドの基本設計が全体像ができるぐらいまでには、少なくともその避難路のコースとタワーが造れるか造れないかということはお示しを願いたいと、並行してやっぱり事業を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○濱中副委員長 よろしいですか。

○中村委員 野球場以外、またフレキシブルに動くのであれば、南委員も言われたように高圧線の下の子ッズパークも場所を移していただきたいと思えます。

○加藤市長 高圧線の問題とか、いろんなやっぱりハード面で支障を来すような部分と十分認識しております。ですから、そういうことも踏まえて、きちんとした説明をさせていただきたい、このように考えておりました。

○南委員 1点だけ、最後に。今回、議会のほうへ野球場のレイアウトの報告ということで理解はして、いろんな宿題は出しましたけれども、それはそれとして、これは、やはり住民サイドの説明会というのは、ある程度の全体像がまとまった時点で住民説明会というのは考えておられるんですか、どうですか、利用者に対する説明とか。それだけ。

○加藤市長 当然、ここ、非常に大きな事業でございますし、要するに、我々としても、この中部電力跡地のある程度の部分を占めるこの敷地の部分をどういうふうにして開発してっていくのかということは、市民の皆さんにもきちんと説明す

ることが大事だと思っておりますので、それはやります。

- 濱中副委員長　それでは、この野球場に関しては、ここで一旦閉めたいと思います。担当課のほうは、今、いただいた御意見を設計事業のほうに生かしていただくように、どうぞしっかり受け止めて持ち帰りいただきたいと思います。

それでは、議題にございませぬ、実は結果の成果物が出るのがほんの数日前だということで議題に上げることができませんでした。先ほど冒頭の挨拶で市長のほうから尾鷲市体育文化会館の診断結果を報告できるということを報告されました。2日ほど前に資料だけは入れさせていただいたんですけども、今日、間に合ったということで御報告をいただきたいと思います。

- 平山生涯学習課長　先ほど、委員長のほうから御説明いただきましたとおり、尾鷲市体育文化会館の耐震診断のほうの結果が直近で上がってまいりましたので、その結果につきまして御説明、御報告をさせていただきたいと思います。

内容の、まず、説明につきましては、生涯学習課主幹のほうから説明させていただきます。

- 中世古生涯学習課主幹兼係長　今年度、尾鷲市体育文化会館耐震診断及び判定等業務委託を実施し、先般、その結果が提出されましたので、判定結果を御報告いたします。

この診断は、日本建築防災協会、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に準拠して行われております。

尾鷲市体育文化会館は、昭和42年に竣工し、延床面積2,493.3平米、鉄筋コンクリート造で、築55年を経過しております。

耐震診断の指標について御説明いたします。

建物の耐震性能は、I s 値、構造物耐震指標で表わされ、建築物に耐震性があるかないかを判断する指標でございます。耐震診断の結果、地震に対する建物の強度、粘り強さに形状や経年劣化等を考慮して算出して、この値が大きいほど耐震性が高くなります。

表は、耐震診断の安全性の評価、耐震診断の結果で、今回の耐震診断の結果は、目標値の0.6以上に対して、最小値がI s 値0.13であり、安全性の評価の表、上段、I s 値0.3未満の大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いという結果になりました。

判定結果の報告は、以上でございます。

- 平山生涯学習課長　続きまして、報告いたしました判定結果を踏まえて、利用

者の安全確保を第一に検討を重ねました結果、尾鷲市体育文化会館につきましては、本日2月8日以降、使用を中止することで決定をいたしました。それに伴い、今後の利用者への対応等について、続けて御報告のほうをさせていただきます。

本報告に先立ちまして、現在、日常的に体育館を利用されております約20のスポーツ団体の代表者の方々等に対しましては、本日以降について使用を中止する旨を連絡させていただき、御理解、御協力をお願いしております。

当面、利用者の方々には、尾鷲市教育委員会が所管しております市内の小中学校の学校体育施設の学校開放及び三重県教育委員会さんが所管しております市内高等学校等の学校体育施設の学校開放の活用について調整のほうをさせていただくとともに、あと、公共施設として市のコミュニティーセンターの活用ですとか、その他公共施設へのスポーツ活動の実施を検討しております。

なお、尾鷲市体育文化会館につきましては、平成26年度の尾鷲市地域防災計画の見直しにおいて、施設全体の老朽化、特に屋根の老朽化による雨漏りに対して対策を講じることができないような状況であることから、避難所としての指定が解除されていることをちょっと申し添えさせていただきます。

以上、報告いたしましたとおり、今回、耐震診断においてこのような結果となりましたので、市民の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

今後の方針につきましては、引き続き庁内で協議のほうを行ってまいります。

報告につきましては、以上でございます。

○濱中副委員長　　体育文化会館が使用中止になると、かなり大きな課題が目の前に来ましたわけですがけれども、今の御報告で、ここで、この際、確認をと思う方は挙手をお願いいたします。

○西川委員　　僕は、ほらなと言いたいですよ。これ、耐震するまでもなく、こんなもの、強度、出るわけじゃないじゃないですか。

それと、あと一つ、さっきの野球場は、レベル1で地震の強度をされていましたが、これは大規模地震って、何か都合いいですね。野球場は最小の地震、体育館になると大規模では倒壊しますって。やっぱりやりたいほうばかり優先してやっているように見えてしまうのですけど。もうそれありきで、もう邁進しておるようにしか僕は見えんのですけど、そこをひとつ教えてください。

○塩津建設課長　　先ほどの野球場のほうの説明の地震動のレベル1というのは、あくまで液状化に対する検討です。レベル1地震動に対する地盤の状態を判定した

ものが先ほどの説明でございまして、施設自体の耐震性についてはまた別の話になりますので、その辺は、今後の設計で詰めてまいりたいと考えております。

液状化については、以上です。

○平山生涯学習課長　こちらのほうの建築物、公共施設という基準で、大規模地震、レベル2の震度6から7の大規模地震で倒壊する危険性が高いというか、その判断基準の示す場所は、施設としてという部分での今回の耐震診断の基準といえますか、そういう内容となっております。

○西川委員　説明したけど、これ、もう誰が見ても倒れるんですよ。耐震を受ける費用がもったいないって僕は思っておったもので、それやもんで、ただ、それを耐震を受ける費用があったら、それを解体のほうに回したら、ちょっとでも尾鷲は始末できるかなと思って、僕は今までそれは思ってきておったもので、それで言わしてもらっただけですけど。そんなもの、誰が見ても倒れますよ。

○濱中副委員長　公共施設として、その診断が必要な状況を説明いただけますか。公共施設として診断が必要である、その根拠を説明いただけますか。

○塩津建設課長　耐震診断に基づいて施設の方針を決定していくということですので、例えばこの今回の使用停止についても、耐震診断結果を示した上で使用停止とするという形で示すのが筋ではないのかなと思いますので、耐震診断については、必要な業務であったと考えております。

○西川委員　いや、それぐらい分かっていますよ。ただ、僕が言いたいのは、素人の方に言いますよ、分かりやすく言いましょうか。交通事故をしました、手首骨折しました、治療にレントゲンは必要ですよ、それは耐震と一緒にですよ。不幸にも肩から腕を落としました、そうしたら、医者は腕のレントゲンを撮りますか。必要なことは分かっているんですよ、そんなばかじゃないから。そうやけど、そんな無駄なお金を何とか常識のある大人が、委員が考えたら、無駄な耐震のお金なんて、始末できるやないかということをおっしゃるんですよ。何を得意気に、ど素人が笑っておるのや、お前。

○南委員　よろしいですか。今日から閉鎖するというので、やっぱりそれだけ危険な状態で、ここを使用しておったんだなということで分かるんですけども。いずれにしろ、利用されておる20団体の方、そういった方が極力不便を感じないような対応と対策は、教育委員会が性根を据えて本当に頑張ってもらいたいと思うんです。それだけはよろしくお願いします。

ただ、市長に、1件お聞きします。大変、もう使用禁止になるということは、も

う近い将来、恐らく崩さなあかんと思うんですね、常識に考えても。膨大な、かなりの億単位の費用が要するというので、いろんな優先順位云々考えても検討は要するだろうなと思うんですけれども、市長の心積もりとして、何年もこのまま置いておくというわけにはいかないと思うんですね。近い将来、必ず撤去しなけりゃならないと思うんですけれども、即決じゃなしに、どのような考え方を持っておられますか。

○加藤市長　これは考え方ですので、当然のことながら、耐震診断は、やらなきゃならない。結果がNGであったと。NGであったから補強の可能性はできないかどうかということも検討。これは難しいと、無理だと。だから、使用禁止にさせていただいて、結果として、これは取壊しをする必要があるねというような、こういう話なんですね。その際に、おっしゃるように、規模的に大きなものについて、私の本音から言いますと、どうやって、要するに、取越しする費用についても、おっしゃるように何千万で済むわけじゃない、億以上かかると、そういう話の中で、それをどういうふうな形で捻出するのか。これについての、正直申しまして、補助金なんか一切ございません。尾鷲市の単費で持たなきゃならない。それを何とか私のあれとしては、どうやって捻出するのか。しかし、取壊しは、おっしゃるように使えないものについては早く壊さなきゃならない。そのあれで、今度、いろいろと庁内でいろいろ検討しながら判断していきたいと、このように思っております。

○中村委員　このI s 値の0.13から1.93、括弧で書いてあるんですけれども、この1.93というのは、どの部分やったんですか。

○中世古生涯学習課主幹兼係長　1.93の部分は、2階の東側の壁のところになります。

○中村委員　耐震壁ですか、それは。耐震壁が1.93やったというわけですか。

○中世古生涯学習課主幹兼係長　この部分の数値につきましては、南北の方向に対しての壁の耐震性の数値の基準を判定しております。

○濱中副委員長　よろしいですか。

○中村委員　0.13から1.93って、すごい差なんですけど、これは、要するに開口部、壁の中に鉄筋が入っている部分のみ、この数値になったという理解でいいですか。

○中世古生涯学習課主幹兼係長　その理解でよろしいと思います。

○中村委員　それと、もう一つ、昨日、ちょっと入ってきたあれで、おとついやと思うんですけれども、体育館に行ったら、突然、使用禁止や言われたって言われ

て、これ、ぜひ、もう言うてくださいということで言わせていただきます。今、言われたみたいに20のスポーツ団体があって、事前のお知らせで、今後どこの体育館使用してくださいみたいなのがあったらよかったと思うんですけども、来てその日に、はい、今日から使えませんかということがどうもあったらしいので、そのことについては、もう今後、市民の方に広く丁寧に周知をお願いしたいと思います。

○濱中副委員長　　使用中止は、あしたからですよね。今日からですか。

○平山生涯学習課長　　本日から使用中止ということでさせていただいております。先ほど、中村委員さんからの質問ありましたとおり、確か、直前にお知らせとなってしまう団体さんもございます。今後、その辺、代替施設のほうの調整、利用については、生涯学習課、特に学校開放の施設の調整等につきましては所管にしておりますので、それは各団体さんごとに、それぞれ使われておる団体さんの事情に応じた形で調整のほうを今後やっていきたいと考えております。

○濱中副委員長　　先ほどの質問では、昨日以前に使えないと言われたというふうな言い方やったんですけども、その体育館の係、窓口辺りは、きちんと共有されていますか、情報が、この今日からということに関しては。

○平山生涯学習課長　　その辺のところは共有をお知らせする前にはさせていただいたんですけども、ただ、団体さん、全て個人、利用者さんに関して通知のほうが行き渡っていないような状況もございましたので、その辺については、利用者の方が、すごい不安と御心配をおかけ、また、御迷惑のほうもおかけしたということは、この場でちょっとおわびを申し上げたいと思います。

○中村委員　　ということは、私のところに入ってきたのは間違いであって、当日に、今日は使えませんかということは、昨日、おとついの時点では、なかったということですね。

○平山生涯学習課長　　各団体さんへの御連絡、通知につきましては、昨日までに行っておりますので、直近でというケースもあるのかなと思う……。当日、お知らせになったケースも中にはあるかもしれません。

○中村委員　　使用禁止は今日からですよ。お知らせが昨日以前にあったということは、そういう迷惑はかけていないと理解していいですね。

○濱中副委員長　　昨日までに窓口で使用をお断りしたことがあるのかなのかという御質問やと思います。

○平山生涯学習課長　　今日以降の使用中止につきましては、昨日にお知らせしたケースはございます。

○濱中副委員長　　だから、昨日までに来た人に、今日、使えませんよということ
はなかったということによろしいです。例えば、今日以降の予約を取るのに、そこ
からは使えませんよということ、窓口へ来て、今日、使おうと思って使えなんだと
いうことがないのかということですね。

○中世古生涯学習課主幹兼係長　　体育館に限らず尾鷲市のスポーツ施設の予約に
つきましては前の月までに予約をいただくことになっておりまして、前の月の月末
には来月の予約がもう全部埋まったような状態でお知らせしています。

今回の場合は、2月の、今、頭なんですけど、1月分に、もう2月の予約が全部
全て埋まっておりまして、今回、このような結果をもって体育館を使用停止にする
ことにつきまして、使用している団体には、月曜日から随時、団体の代表者様に連
絡を取って、実はこういう理由で使用停止になります、2月8日からなんですとい
うのをお伝えしまして、昨日の夜までは使用は可能、一応、予約が入っているので
してございました。今日の夕方から予約が入っている方につきましては、申し訳ない
なんですけど、このような結果で使用停止になりますという連絡はさせていただきました。

3月の予約については、まだ入ってきていない状況なので、そちらのほうにつ
きましては、今後、予約ができないという形になりますので、そういうふうに御理
解をお願いいたします。

○濱中副委員長　　よろしいですか。

それでは、体育館の利用についての報告、以上で終わりたいと思います。

今日の議題に関しては以上で閉じたいと思いますが、最後に、委員さんへのお知
らせを。もう、執行部も僅かな時間ですので、そのままお待ちください。

次の委員会、せんだって予告させてもらいましたけれども、ゼロカーボンに対す
る水産農林の視察という形で、ゼロカーボンの民間団体との懇談会、16日に管内
視察という形で、場所は土井見世邸でやらさせていただきます。この際に、同時にN
T Tのラーニングシステムズ越境型研修プログラム最終報告会の様子が見学させて
いただけるということですので、それを拝見した後に、ゼロカーボンシティ協定企
業、団体との意見交換会を行います。詳細につきましては、また後ほどタブレット
のほうでお知らせいたしますが、行程としては、ここを10時に出発して、10時
10分から、お昼、午前中で土井見世邸のほうで視察を行います。詳細は、また後
ほど御確認をいただきたいと思います。

それでは、本日は以上で常任委員会を閉じます。ありがとうございました。

(午前 11 時 51 分 閉会)